

# 企業法務担当者のための 紛争に「勝てる」法務リスクマネジメントと弁護士活用のポイント

～弁護士が本音で解説！ 具体的に何をどう備えておくべきか～

**日時** 平成27年3月10日(火) 10:00～16:00(5H)

**会場** 東京・代々木・本会内セミナー室 (右図参照)  
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL(03)3403-1972(直)

**講師** 湊総合法律事務所 弁護士 **湊 信明** 氏  
湊総合法律事務所 弁護士 **野村 奈津子** 氏

**対象** 企業の法務・コンプライアンス部門を中心に、  
総務、経理、監査、経営企画など関連部門の方々

**会場案内図**



主催 **一般社団法人 日本経営協会**

**開催にあたって**

企業活動には法律上の紛争が付きものですが、いざ何か起こった時に負けないため何が必要なのでしょう?本質は通常の業務フローと変わりません。まず目指すべきゴールを設定し、逆算して「今なすべきこと」を考え実行する…これに尽きるといえます。

① 企業法務が目指すべきゴールとは何でしょうか?それは、以下の3点に集約されます。  
② 営利法人である以上、発生した債権は確実に回収できるような準備し、完全に回収する。  
③ 徹底したコンプライアンス体制の構築により、永続的な企業経営を行う。

しかし、個別事案への対応に追われている、スキルを備えた人材がいないなどの要因から、こうした備えが事前に十分行われている企業は少ないのが実情です。

本セミナーでは、万一の紛争に勝つための事前準備と法務リスクマネジメントのあり方、また弁護士の活用法について、「社内で処理すべき案件」と「弁護士に持ち込む案件」の線引きを明確にしつつ、具体的にわかりやすく解説いたします。この機会に、関係各位多数のご参加をお勧め申し上げます。

**■申込・支払方法**

参加申込書に必要な事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにてお申し込みください。追って、振込口座名を記載した請求書と参加券をご派遣責任者(連絡担当者)までお送りします。不着の場合は必ず電話にてご確認ください。お振込みは原則として請求書に記載されましたお支払期限までをお願いします。

- 振り込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 万一ご都合が悪くなった場合は代理の方がご出席ください。
- 教材は原則として当日会場にてお渡しします。
- 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させて頂く場合があります。すでにお振込の場合は、全額返金させていただきます。
- 録音録画、撮影等は原則として出来ません。ご了承ください(特記の場合を除く)。

**■キャンセルについて**

開催日の3営業日前からは30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡が無く欠席の場合は、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

**■参加料(テキスト・資料代含)**

	参加料	消費税	合計
NOMA会員(1名)	30,000円	2,400円	32,400円
一般(1名)	35,000円	2,800円	37,800円

**■複製について**

同一講座に複数名のお申込みで、参加料を1名あたり2,160円(税込)割引いたします。

**■お申込み・お問合せ先**

一般社団法人 日本経営協会  
企画研修グループ ●担当: 中川  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8  
TEL (03) 3403-1972(直)  
FAX (03) 3403-8417  
URL <http://www.noma.or.jp>

キ リ ト リ セ ン

<b>参加申込書</b> 「紛争に「勝てる」法務リスクマネジメントと弁護士活用のポイント」		02623	2015.3/10 10:00開講 NOMA
企業(団体)名	フリガナ	TEL	<input type="checkbox"/> 会 員 <input type="checkbox"/> 一 般 (該当にレ印をつけてください)
所在地	〒	FAX	業 種
参加者氏名		所属・役職	メールアドレス
フリガナ			e-mail:
フリガナ			e-mail:
派遣責任者	フリガナ	所属・役職	メール アドレス e-mail:

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。  
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 ※なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—□不要  
※今後eメールによるご案内も予定しています。ご希望の方は、ご記入ください。

# 弁護士が専門家の立場から本音で解説します!

## プログラム

### 1：企業法務と弁護士の活用

- (1) 企業活動と法務リスクマネジメント
- (2) 事前準備がすべて！  
— 何か起こってからでは遅い —
- (3) 弁護士は「現時点の手持ち材料」でしか戦えない
- (4) 弁護士へ持ち込むまでに勝負は八割方決まっている
- (5) 負けないためにはゴールから逆算すべし

### 2：企業調査の重要性

— 「知っていたら」で後悔しないために —

- (1) なぜ企業調査が必要なのか
- (2) 契約締結交渉前に調べておくこと
- (3) 契約締結交渉段階で調べておくこと
- (4) 契約締結段階で検討すべきこと
- (5) 調査結果を契約内容に反映させるための着眼点
- (6) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 3：裁判に勝てる契約書の作り方と証拠の残し方

- (1) 「要件事実論」とは何か？
- (2) 「立証責任」とは何か？
- (3) 裁判では契約書が最も重要！
- (4) 勝つための契約書の書き方
- (5) 契約書がなくても勝てる方法  
— 何が有効な証拠となるか —
- (6) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 4：人的・物的担保を押さえておく

- (1) 担保が役に立つ場面って？
- (2) 人的担保（保証）を設定する
- (3) 物的担保を設定する
- (4) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 5：債権トラブルを事前に察知する

- (1) どんな兆候が「危ない」のか
- (2) どこに網を張ってどんな情報を取っておくか

- (3) 一刻も早い事実確認がカギ！
- (4) 営業担当者と回収担当者の留意点
- (5) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 6：いざ債権トラブルが発生したら

- (1) トラブル発生直後の対処法
- (2) 一刻も早い証拠収集がカギ！
- (3) 催告で債務の履行を促す
- (4) 合意書・示談書を作らせる
- (5) 債務者を弁済する気にさせるには
- (6) 新たな担保提供をさせる
- (7) やってはいけないこと、気をつけた方がよいこと
- (8) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 7：民事保全手続を活用する

- (1) 民事保全とはどんな手続きなのか？
- (2) 仮差押手続の使い方
- (3) 仮処分手続の使い方
- (4) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 8：法務担当者は自分で民事訴訟・民事調停をやってみよう

- (1) 訴訟は自分でやることに意義がある！
- (2) 弁護士に持ち込むべきかどうかの判断基準は？
- (3) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 9：強制執行・担保権の実行で債権を回収する

- (1) 強制執行手続の使い方
- (2) 担保物権を実行する方法
- (3) 【弁護士活用】どのタイミングで何を依頼するか

### 10：コンプライアンスと内部統制

- (1) 法務的観点から考えるコンプライアンス・内部統制
- (2) 法務担当者は具体的に何をすればよいのか
- (3) コンプライアンスを実現できる人材の見極め方
- (4) コンプライアンスと弁護士の関わり

※最新の動向・情報を織り込むため、プログラムを一部変更させていただく場合がございます。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせください。

## 講師プロフィール

湊総合法律事務所 弁護士 湊 信明 (みなと のぶあき) 氏

中央大学法学部法律学科卒業。平成7年10月司法試験合格。平成10年4月東京弁護士会弁護士登録。平成15年10月湊総合法律事務所開設。

業務の中心は企業法務。現在、顧問会社数は約160社。取締役の対第三者責任に関する損害賠償請求事件、総会検査役選任申立事件、取締役の競業禁止義務違反に関する損害賠償請求事件、従業員の横領金返還請求事件、新株発行無効確認・差止請求事件など様々な案件の訴訟や、企業法務関連のアドバイザー等、幅広く業務を展開している。

また、医療法務も主な取り扱い分野の一つとしており、病院やクリニックに対しても各種サポートを行っている。

湊総合法律事務所 弁護士 野村 奈津子 (のむら なつこ) 氏

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。平成15年11月司法試験合格。平成17年10月第二東京弁護士会弁護士登録。平成18年8月湊総合法律事務所入所。平成18年11月東京弁護士会に登録換え。

湊総合法律事務所アソシエイト。IT関連企業、コンサルティング会社、ブライダル会社、各種卸売・小売業者等の顧問先を担当し、企業法務を主な業務分野とするほか、家事事件、借地借家案件など個人クライアントの法律実務を行う。